

奈良県行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第三十一号

奈良県行政組織規則等の一部を改正する規則

(奈良県行政組織規則の一部改正)

第一条 奈良県行政組織規則(昭和三十一年七月奈良県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出し及び同条第一項中「及びセンター」を「、センター及び所」に改め、同項の表総務部知事公室の部秘書課の項中「自動車係」を「自動車係 儀典係」に改め、同部統計課の項中「統計課」を「統計分析課」に改め、同部防災統括室の項中「企画・自衛隊誘致係 防災施設係」を「防災企画係 防災施設・自衛隊誘致係」に改め、同部消防救急課の項中「消防救急係」を「消防救急係 保安係」に改め、同表総務部の部情報システム課の項中「ネットワーク係 共通基盤運用係」を「共通基盤運用係 ネットワーク係」に改め、同表地域振興部の部中

地域政策課	土地利用調整・計画係 水循環・県域水道推進係
エネルギー政策課	エネルギー政策係 エネルギー保安係
文化振興課	文化振興係 文化芸術向上係 大芸祭・障芸祭推進係

を

エネルギー・土地水資源調整課	エネルギー・水資源調整係 土地利用調整係
文化振興課	文化振興係 文化芸術向上係 大芸祭・障芸祭推進

	係	に改め、同
文化財保存課	総務企画係 記念物・埋蔵文化財係 建造物係	
文化財保存事務所	事業係 法隆寺出張所 唐招提寺出張所 薬師寺出張所 称念寺出張所 當麻寺出張所	

表福祉医療部医療・介護保険局の部医療保険課の項中「国保・高齢者係 企画・医療費適正化係」を「国保運営係 医療費適正化推進係」に改め、同表福祉医療部医療政策局の部健康推進課の項中「母子・保健対策係 難病・医療支援係」を「難病・医療支援係 母子保健・人材確保対策係」に改め、同表福祉医療部こども・女性局の部女性活躍推進課の項中「企画政策係」を「少子化対策係」に改め、同表くらし創造部の部スポーツ振興課の項中「スポーツ推進係 地域スポーツ支援係」を「国際スポーツ交流係 地域スポーツ推進係」に改め、同表くらし創造部景観・環境局の部環境政策課の項中「きれいに暮らす奈良推進係 循環型社会推進係」を「きれいプロジェクト推進係 環境企画係」に改め、同部景観・自然環境課の項中「植栽・採石係」を「採石係」に改め、同表農林部の部マーケティング課の項中「美味しい奈良推進係 市場再整備推進係」を「美味しい奈良推進係」に改め、同部奈良の木ブランド課の項中「木材利用促進係 木材流通拡大係 木材産業振興係」を「ブランド戦略係 加工流通支援係 需要基盤強化係」に改め、同表県土マネジメント部の部道路管理課の項中「道路管理係」を「道路管理係 保全計画係」に改める。

第五条の表中

国際芸術家村整備推進室	事業推進係 運営整備係 造成建設係
-------------	-------------------------

を

なら歴史芸	事業推進係 組織運営係 施設整備係
-------	-------------------------

術文化村整備推進室	に改め、同
-----------	-------

表地域医療連携課の項の次に次のように加える。

マーケティン グ課	中央卸売市場再整備推進室	総務調整係
--------------	--------------	-------

第五条の表公園緑地課の項中「奈良公園整備第一係 奈良公園整備第二係」を「奈良公園整備係」に改め、同表の備考に次のように加える。

3 農林部マーケティング課中央卸売市場再整備推進室の位置は、大和郡山市筒井町とする。

第六条中「、会計局」を「、所、会計局」に改め、同表総務部の部知事公室統計課の項中「統計課」を「統計分析課」に改め、同部知事公室消防救急課の項に次の三号を加える。

三 電気工事業の登録等に関すること。

四 ガスの保安に係る検査等に関すること。

五 猟銃等、火薬類及び高压ガスの製造販売の規制に関すること。

第六条総務部の部総務厚生センターの項第八号を削り、同部税務課の項第六号中「地方法人特別税」の下に「、特別法人事業税及び軽自動車税環境性能割」を加え、同条地域振興部の部企画管理室国際芸術家村整備推進室の項を次のように改める。

企画管理室 なら歴史芸術文化村整備推進室
なら歴史芸術文化村に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

第六条地域振興部の部地域政策課の項を次のように改める。

エネルギー・土地水資源調整課

一 エネルギー政策の総合企画及びエネルギービジョンの推進に関すること。

二 再生可能エネルギー等の利活用に関すること。

三 省エネ及び節電に関すること。

四 水資源対策に関すること。

- 五 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）の施行に関すること。
 - 六 簡易水道事業の基盤強化に関すること。
 - 七 水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第一百十八号）の施行に関すること。
 - 八 土地利用の調整に関すること。
 - 九 国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）の施行に関すること。
 - 十 地価調査に関すること。
 - 十一 関西文化学術研究都市の建設の推進に関する企画及び調整に関すること。
 - 十二 地域の活性化に関すること。
 - 十三 広域地方計画に関すること。
- 第六条地域振興部の部エネルギー政策課の項を削り、同部文化振興課の項の次に次のように加える。

文化財保存課

- 一 文化財の保存及び活用に係る企画調整に関すること。
- 二 有形文化財（文化財保存事務所の所管に属することを除く。）に関すること。
- 三 無形文化財に関すること。
- 四 民俗文化財に関すること。
- 五 埋蔵文化財に関すること。
- 六 史跡名勝天然記念物に関すること。
- 七 伝統的建造物群保存地区に関すること。
- 八 文化財の保存技術の保護に関すること。
- 九 奈良県指定文化財に関すること。
- 十 銃砲刀剣類の登録及び刀剣類の製作の承認に関すること。
- 十一 その他文化財の保存及び活用に関すること。

文化財保存事務所

- 一 文化財等の修理等の受託に関すること。
- 二 出張所に関すること。

第六条福祉医療部の部医療政策局地域医療連携課の項第三号中「救急医療及びへき地医療」を「及び救急医療」に改め、同部医療政策局健康推進課の項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 保健師等の人材育成及び確保に関すること。

第六条福祉医療部の部医療政策局疾病対策課の項各号を次のように改める。

- 一 感染症の予防に関すること。
- 二 がん予防・医療対策に関すること。
- 三 精神保健及び精神障害者の福祉に関すること。

第六条くらし創造部の部景観・環境局環境政策課の項中第七号を削り、第八号を第七号とし、同部景観・環境局廃棄物対策課の項中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

- 一 循環型社会の形成推進に関すること。

第六条農林部の部マーケティング課の項の次に次のように加える。

マーケティング課 中央卸売市場再整備準備室

- 一 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）の施行に関すること。

- 二 中央卸売市場再整備に関すること。

第六条農林部の部林業振興課の項に次の一号を加える。

八 森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）の施行に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

別表第一奈良県精神保健福祉センターの項中「保健予防課」を「疾病対策課」に改め、同表奈良県中央こども家庭相談センターから奈良県立精華学院までの項中

大和高田	
市、橿原	
市、五條	
市、御所	
市、香芝	
市、葛城	
市、高市	
郡、北葛	
城郡、吉	
野郡	

を

大和高田	大和高田
市大字大	市、橿原
中	市、五條
	市、御所
	市、香芝
	市、葛城
	市、高市
	郡、北葛
	城郡、吉
	野郡

に改め、同表奈良県森林

四 県営林の管理運営
及び施設提案に関する
こと。

を

四 県営林の管理運営
及び施設提案に関する
こと。
五 森林経営管理制度
の実行・指導に関する
こと。

に改める。

別表第二奈良県外国人支援センターの項課の名称の欄中「総務室 留学生交流室」を「総務・留学生交流室」に改め、同項所掌事務の欄総務室の款中「総務室」を「総務・留学生交流室」に改め、同款に次の二号を加える。

四 留学生への支援に関すること。

五 留学生交流コーナーの管理運営に関すること。

別表第二奈良県外国人支援センターの項所掌事務の欄留学生交流室の款を削り、同表奈良県森林技術センターの項課の名称の欄中「森林施設実践課」を「森林管理市町村連携課」に改め、同項所掌事務の欄森林施設実践課の款中「森林施設実践課」を「森林管理市町村連携課」に改め、同款に次の一号を加える。

三 森林経営管理制度の実行・指導に関すること。

別表第二奈良県奈良土木事務所から奈良県五條土木事務所までの項中

奈良県奈良土木事務所	
庶務課	計画調整
用地課	管理課
工務課	幹線建設

を

奈良県奈良土木事務所	
庶務課	計画調整
用地課	管理課
工務課	ダム管理
課	幹線建設

に改め、同項課の名称の

	課

欄中「工事契約課」を「総務企画課」に改め、同項所掌事務の欄工事契約課の款を次のように改める。

総務企画課

庶務課の第一号から第三号まで及び第七号の所掌事務と同様とする。

別表第二奈良県奈良土木事務所から奈良県五條土木事務所までの項所掌事務の欄工務課の款中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十四号までを一号ずつ繰り上げ、同欄工務第二課の款の次に次のように加える。

ダム管理課

岩井川ダム、白川ダム及び天理ダムの管理に関すること。

別表第二奈良県奈良土木事務所から奈良県五條土木事務所までの項備考の欄中

奈良土木事務所 のダム管理 課の位置は、 天理市長滝町 とする。	を	吉野土木事務所 の上北・下 北復旧復興課 の位置は、吉 野郡上北山村 大字河合とす る。
に改める。		

（職員の職の設置等に関する規則の一部改正）

第二条 職員の職の設置等に関する規則（昭和四十一年三月奈良県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 地域振興部文化財保存事務所（以下「文化財保存事務所」という。）に所長及び所長補佐

第三条第四項第二号及び第三号中「総務厚生センター」の下に「、文化財保存事務所」を加え、同項第五号中「総務厚生センター」の下に「、文化財保存事務所」を、「調整員」の下に「、工事監督、出張所主任」を加える。

第六条に次の一項を加える。

14 文化財保存事務所の所長は、上司の命を受け、文化財保存事務所の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第七条第十五項を同条第十七項とし、同条第十四項を同条第十六項とし、同条第十三項中「企画員」を「出張所主任、企画員」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同項の次に次の一項を加える。

14 工事監督は、上司の命を受け、工事を監督する。

第七条中第十一項を第十二項とし、第七項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、第六項の次に次の一項を加える。

7 文化財保存事務所に置く所長補佐は、所長を補佐し、文化財保存事務所の事務を整理する。

（奈良県標準的な職を定める規則の一部改正）

第三条 奈良県標準的な職を定める規則（平成二十八年三月奈良県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

本則の表一の項第二欄第一号中「同項第十一号」を「同項第十二号」に改め、同欄第二号中「に規定する所長、同項第十一号に規定する所長、同項第十一号」を「及び同項第十一号に規定する所長、同項第十二号」に改め、同欄第三号中「同項第十号」の下に「及び同項第十一号」を加え、「同項第十一号」を「同項第十二号」に改め、同欄第四号中「第三条第一項第十二号」を「第三条第一項第十三号」に改め、「規定する調整員」の下に「、工事監督、出張所主任」を加え、同表二の項第二欄第二号及び第三号中「第三条第一項第十一号」を「第三条第一項第十二号」に改め、同表四の項第二欄第三号及び同表五の項第二欄第二号中「第三条第一項第十二号」を「第三条第一項第十三号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に次の表の上欄に掲げる課の課長、室長、主幹、課長補佐、室長補佐、主任調整員若しくは係長に補せられ、又は当該課に勤務を命ぜられている者で、別に辞令の発せられないものは、施行日にそれぞれ同表の下欄に掲げる課長、室長、主幹、課長補佐、室長補佐、主任調整員若しくは係長に補せられ、又は当該課に勤務を命ぜられたものとする。

総務部知事公室統計課	総務部知事公室統計分析課
地域振興部国際芸術家村整備推進室	進室 地域振興部なら歴史芸術文化村整備推進室
地域振興部地域政策課	整課 地域振興部エネルギー・土地水資源調整課

3 施行日の前日に次の表の上欄に掲げる機関の室長、課長、主幹若しくは係長に補せられ、又は当該機関に勤務を命ぜられている者で、別に辞令の発せられないものは、施行日にそれぞれ同表の下欄に掲げる機関の室長、課長、主幹若しくは係長に補せられ、又は当該機関に勤務を命ぜられたものとする。

外国人支援センター総務室	外国人支援センター総務・留学生交流室
森林技術センター森林施業実践課	課 森林技術センター森林管理市町村連携
宇陀土木事務所工事契約課	宇陀土木事務所総務企画課

（奈良県循環型社会推進協議会規則の一部改正）

- 4 奈良県循環型社会推進協議会規則（平成二十四年十二月奈良県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第八条中「くらし創造部景観・環境局環境政策課」を「くらし創造部景観・環境局廃棄物対策課」に改める。